



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

資料 1

令和2年度 協会員に対する監査結果

令和3年4月20日
日本証券業協会

1. 令和2年度 協会員に対する監査結果について

(1) 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 73先（会員49社、特別会員24機関）に対し監査を実施

※ 新型コロナ・ウイルス感染症の拡大に伴い、臨店を伴わない監査（Web会議システム等を活用した非対面での監査）を
会員36社、特別会員22機関に実施

(2) 監査結果（通知書交付ベース）

① 監査結果通知先

協会員 68先（会員49社、特別会員19機関）

うち 13先（会員12社、特別会員 1機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 主な指摘事項

➤ 法令違反

（会 員） 一部営業員による重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

➤ 諸規則違反

（会 員） 売買管理態勢に係る不備

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況		令和2年度	【参考】令和元年度
① 監査実施先数		49社	65社
	うち取引所との合同検査	12社	21社
	うち協会の単独監査	37社	44社
	うち特別監査等	—	2社
② 1先平均の監査人員		4.4人	4.2人
(1先当たりの監査人員)		(3～11人)	(3～11人)

- 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ②については、書類監査及び特別監査等を除外。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

3. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和2年度	【参考】令和元年度
① 監査実施先数	24機関	35機関
② 1先平均の監査人員	3.7人	3.6人
(1先当たりの監査人員)	(3～7人)	(2～6人)

- ②については、書類監査を除外。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和2年度	【参考】令和元年度
結果通知先数	49社	64社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(12社)	(26社)

4. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
法令違反の指摘件数	2件 (2社)	6件 (6社)
① 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	1件	—
② 差金決済取引	1件	—
○ その他	—	6件

(注) 令和元年度の「その他」は、自己資本規制比率の算出誤り（2件）、空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備（2件）、業務に関する帳簿書類の記載不備（1件）、顧客分別金信託の信託不足（1件）を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
諸規則違反の指摘件数	4件 (3社)	7件 (7社)
① 売買管理態勢に係る不備	3件	3件
② 合理的根拠適合性の検証に係る不備	1件	2件
○ その他	—	2件

(注) 令和元年度の「その他」は、注文管理体制に係る不備(2件)を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
内部管理態勢に係る指摘件数	18件 (11社)	35件 (22社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	5件	10件
② 顧客管理態勢に係るもの	3件	—
③ 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	2件	4件
④ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	2件	3件
⑤ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	2件	1件
⑥ 金融商品取引の説明に係るもの	1件	2件
⑦ 内部者登録に係るもの	1件	—
⑧ 売買審査態勢に係るもの	1件	—
⑨ 内部監査態勢に係るもの	1件	—
○ その他	—	15件

(注) 令和元年度の「その他」は、取引時確認等の管理態勢に係るもの(4件)、高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの(2件)、過当勧誘防止のための管理態勢に係るもの(2件)、顧客分別金に係るもの(2件)、内部管理統括責任者等による営業行為に係るもの(1件)、空売りに係る管理態勢に係るもの(1件)、信用取引に係る委託保証金の管理に係るもの(1件)、アナリストガイドラインに基づく整備に係るもの(1件)、約定訂正の記録の管理に係るもの(1件)を指摘。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和2年度	【参考】令和元年度
結果通知先数	19機関	34機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(1機関)	(4機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
法令違反の指摘件数	—	—

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
諸規則違反の指摘件数	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度	【参考】令和元年度
内部管理態勢に係る指摘件数	1 件 (1 機関)	5 件 (4 機関)
① 投資信託の乗換え管理に係るもの	1 件	1 件
○ その他	—	4 件

(注) 令和元年度の「その他」は、内部管理責任者による営業行為に係るもの（1件）、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの（1件）、投資信託の手数料の説明に係るもの（1件）、金融商品仲介業務に係る内部管理態勢に係るもの（1件）を指摘。

(1) 法令違反【会員】

- 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
 - 一部の営業員が新興国国債の買付けを勧誘する際、「国債なのでデフォルトすることはない、利払いを怠ることは絶対ない」と、元利金の支払いという重要な事項について、確実に元利金が支払われるかのような誤解を与える表示を行うことにより、当該国債を取得させていた。また、当社はこれらの状況を適切にモニタリングできていなかった。

(2) 規則違反【会員】

- 売買管理態勢に係る不備
 - インターネット取引に関し、協会規則等で定める顧客抽出基準に基づき抽出した取引の件数が膨大となったため、合理的理由なく売買審査の対象件数の絞込みを行っており、抽出された取引の売買審査が不十分な状況となっていた。